

1. 件名:「日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の使用変更許可申請に係る面談」
2. 日時:令和元年11月19日(火) 16:00~17:20
3. 場所:原子力規制庁10階北会議室
4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、來住管理官補佐、本多安全審査官

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 BECKY技術課 技術副主幹 他2名

5. 要旨

(1)日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請について主に以下の説明を受けた。

- 核燃料物質はデブリ模擬体に封入されており、STACY施設及びTRACY施設においては溶接部の切断または脱着式端栓部の開放は行わないため、核燃料物質の閉じ込め機能は維持できる。
- 基準規則への適合性(以下「適合性」という。)に係る説明については、基準規則施行後、変更許可申請で変更対象施設における適合性は記載したが、変更対象でない施設については、基準規則の適合性は記載してこなかったため、基準規則の適合性が整理されていない施設が存在する。
- 本来は、原科研全ての施設において適合性が整理されるべきと考えており、既許可の障害対策書等の記載内容を踏まえて整理を進めたい。
- 一方で、使用施設は多種多様であり、適合性の整理には時間を要するため、今回の変更に関係しない施設については、次回の変更許可申請時に記載する対応としたい。
- 放射性廃棄物処分場については、現時点では令和2年第3四半期に廃棄物管理事業の許可申請を予定していることから、許可申請後に記載内容の整理を行うこととしたい。

(2)原子力規制庁からは、以下の内容を伝えた。

- 基準規則への適合性の記載について、全ての施設において適合性の整理が必要と考えており、速やかに整理した上で、可能な限り本変更許可申請に盛り込むこと。放射性廃棄物処理場についても、廃棄物管理事業の許可申請時期に変動の可能性があること、廃棄物管理事業が許可されるまでは使用施設であることから、基準規則への適合性は適切に整理すること。
- これまでの指摘事項についての回答を、計画的に進めること。

(3)原子力機構からは、本日説明した事項について補正申請する旨の発言があり、指摘事項については検討する旨の発言があった。

6. 配付資料

資料1 STACY施設及びTRACY施設、バックエンド研究施設 コメント回答表

資料2 原子力科学研究所における核燃料物質使用変更許可申請(令01原機(科保)016)
の補正について